

第 349 回(令和2年6月)定例会

会派提案意見書案

令和 2 年 6 月 11 日

番号	件 名	提出 会派
意 1	新型コロナウイルス感染症の抜本的な感染拡大防止対策と「新しい生活様式」の実現を求める意見書	自民
意 2	地方衛生研究所の機能強化を求める意見書	自民
意 3	新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化に伴う解雇、雇い止めへの対策を求める意見書	県民
意 4	自衛隊病院の空床の活用等を求める意見書	公明
意 5	子どもたちの学びを保障するオンライン学習に関する経済的負担を軽減することを求める意見書	公明
意 6	新型コロナウイルス感染拡大に起因する持続化給付金や休業要請企業に対する協力金等に関して非課税を求める意見書	維新
意 7	災害時における避難所等の感染症対策の充実を求める意見書	維新
意 8	事業継続に向けた支援の充実についての意見書	共産
意 9	地域の通常医療を担う診療所・歯科等への減収補てんを求める意見書	共産

意見書案 第 号

(自由民主党)

新型コロナウイルス感染症の抜本的な感染拡大防止対策
と「新しい生活様式」の実現を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が全国的に解除される中、感染拡大防止対策と国民生活・経済活動との両立を図るため、各地域の実情に即した対策を国と地方がより協働して実施していく必要がある。

今後、特効薬及びワクチンの早期実用化をはじめ、感染者数が急増した場合に備えて、重症患者等への対応を中心とした医療提供体制の整備や検査体制の充実強化等が求められるなど、国民生活・経済活動の早期正常化に向けて、抜本的な感染拡大防止対策が必要である。

併せて、感染症対策にかかる行政組織のあり方の検討や、今後の感染爆発に備えたICU拠点の確保など大都市圏の重症患者受入体制の検討等、地方との協働により国としての危機管理体制確立を急ぐ必要がある。

さらに、今後予想される新たな感染拡大の波を乗り越え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と国民生活・経済活動を両立して進めるためには、国民の行動変容による「新しい生活様式」を実現していく必要があることから、これを実現するための事業別ガイドラインの積極的な啓発を展開し、テレワークや5G環境など情報通信基盤の整備を推進するなど、国として積極的な対策を早急に講じていく必要がある。

よって、国におかれては、今後の感染拡大を見据えた危機管理体制の確立をはじめ、抜本的な感染拡大防止対策の展開を図るとともに、「新しい生活様式」の実現に向けた積極的な対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

地方衛生研究所の機能強化を求める意見書

地方衛生研究所は、厚生労働省が示す設置要綱に基づいて都道府県又は指定都市等が設置する機関であり、衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、地域の公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきた。しかしながら、1994年に保健所法が地域保健法に改められた際、それまで国が一定程度補助していた予算が首長の裁量に委ねられることとなり、地方における行財政構造改革等の影響から大幅な人員・予算の削減が進んだ。

こういった中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は全国の地方衛生研究所をはじめ、民間検査会社を活用してPCR検査の体制の拡充を図っているが、今後予想される新たな感染拡大に備えた体制が十分に整備されているとは言い難い状況である。また、都道府県等によって人口当たりの職員数はもとより、検査能力にも大きな地域格差が生じており、地方衛生研究所の機能や体制等の強化が急務となっている。

よって、国におかれては、地方衛生研究所の法的な位置づけを明確にするとともに、短期及び中長期的な視点から地方衛生研究所の機能や体制を強化するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 現行の地域保健法等に、地方衛生研究所の役割を明記し、国と地方それぞれの責務を明確にすること
- 2 地方衛生研究所がその責務を十分に果たすことができるよう、必要な検査機器や試薬等の確保をはじめ、必要な予算や人員確保に向けた支援を充実させること。
- 3 感染症発生時に正確な検査を行うことができる人材の育成に対する支援を充実させるとともに、感染症（ウイルス学、細菌学等）を究める研究者の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案第 号

新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化に伴う解雇、
雇い止めへの対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大による失業、雇い止めが急速に広がっている。総務省の統計によると、2020年4月の完全失業者数は189万人、対前年同月比で7.4%増加しており、4月の緊急事態宣言以降、雇用の状況は益々悪化している。

我が県では、雇用情勢の悪化を受けて、離職者や内定取消者等を会計年度任用職員として採用し雇用の受け皿をつくっており、5月21日には、更なる雇用の受け皿を確保すべく国へ緊急雇用創出事業の創設を求めている。

一方で、日本商工会議所が5月20日に発表した「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査(調査時期2020年2月3日～3月6日)」では、人手不足感は前年より若干弱まるも依然として強いとあり、雇用を生み出す余地は残されている。

現在、緊急事態宣言は解除されたが、景況感の本格回復までには相当な時間を要することが予想されており、解雇、雇い止め対策は喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化で解雇、雇い止めにあった労働者を雇用する場合、当面の間の社会保険料の免除や給与、研修に係る費用の一部助成等の制度を創設する等、雇用を創出しやすい環境を整えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

自衛隊病院の空床の活用等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染爆発、それによる医療崩壊が危惧されたが、緊急事態宣言を受けての外出自粛等への国民の協力、医療関係者の懸命の努力によって、当面その危機を回避することが可能となった。

今回のような緊急事態に対応するためには、病床の余裕や資機材の備蓄、医療関係者の訓練等の平常時の備えが重要であることが再認識されることになったが、一方で経営を圧迫するため、公立・民間を問わず通常の医療機関は対応がなかなか難しい。

東京に中央病院、全国に15の地区病院がある自衛隊病院は、一般病院の空床が2割程度に留まっている中で、空床率は約7割と言われている。平常時の空床率自体は問題ないものの、緊急事態への対応という自衛隊本来の目的に合致することを考慮すれば、今回の感染症拡大時のようなときにはもっと有効活用されてしかるべきであり、そのことがひいては、防衛省・自衛隊の活動への国民理解にもつながる。

よって、国におかれては、新型コロナウイルスの感染再拡大等緊急事態時に備え、自衛隊病院を活用して医療体制の充実・強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 コロナ感染症再拡大に備え、自衛隊病院に人工呼吸器・ECMOを装備し、医官、薬剤官、看護官の訓練を行うとともに、感染再拡大の際には全国の自衛隊病院の空床1600床を「重症化病床」として活用すること。
- 2 災害時に仮設住宅に活用された「トレーラーハウス」を一定量、自衛隊が購入し、感染再拡大の際には自衛隊病院に設置し無症状者・軽症者の受入施設や、同居家族等の感染リスクによる接触機会を減らすための宿泊施設として活用すること。
- 3 コロナ感染症収束後においても、自衛隊病院の空床を感染症や災害等の緊急事態時に活用すること。また、自衛隊病院の医官等を人工呼吸器・ECMOの装備とともに治療体制が不十分な途上国に国際緊急援助隊として派遣し、国際貢献に寄与させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

意見書第 号

(公明党・県民会議)

子どもたちの学びを保障するオンライン学習に関する
経済的負担を軽減することを求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大とその拡大を防ぐため、小学校・中学校・高等学校・支援学校等では、長期間の休校や分散登校等の措置が講じられ、学校教育において、オンラインによる学習やコミュニケーションを行う必要性に迫られている。

現状、学校がオンラインを活用するにあっては、児童生徒・家庭・学校が所有するパソコン、タブレット端末、スマートフォン、インターネット回線、Wi-Fi ルーター等を活用することとなるが、そのことにより、新型コロナウイルスにより収入が減少している家庭においても、通信費等の負担が増えているケースがある。

社会全体の経済活動が停滞し、子育て世帯の多くが経済的に厳しい状況になってきていることを鑑みると、子どもたちの「学び」を保障し、子どもたちの進路や学習に大きな影響が出ないように努める必要がある。

日本国憲法第 26 条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあり、教育基本法第 4 条 3 項において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難なものに対して、奨学の措置を講じなければならない。」とある。

今後、新型コロナウイルスの感染防止策として、分散登校や授業時間の短縮を継続した際にも、また、新型コロナウイルスの第 2 波、第 3 波が来た際においても、全ての児童生徒が経済的事情に関わらず、在宅でオンライン学習を受けられることができる ICT 環境が必要不可欠となる。

したがって、学校設置者の違いや小中学校・高等学校・支援学校の違いなく、全ての子どもたちの「学びを保障」するため、オンライン学習等に必要であるインターネットの通信費等の子育て世帯の経済的負担を軽減する施策、または、それを補うための更なる支援を図るよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

新型コロナウイルス感染拡大に起因する持続化給付金や
休業要請企業に対する協力金等に関して非課税を求める
意見書

4月30日に施行された「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関連法令の臨時特例に関する法律」（新型コロナ税特法）では「特別定額給付金」および「子育て世帯への臨時特別給付金」の2点のみが非課税と定められた。

一方、この法律では今回の感染症拡大の影響を受け、売上が半減した事業者への事業継続を支援するため、中小企業に対して200万円、個人事業者（フリーランス）に対して100万円を上限に給付するという「持続化給付金」や、兵庫県が実施している休業要請に応じていただいた事業者に対する中小企業100万円、個人事業者50万円（飲食業等の場合、中小企業30万円、個人事業者15万円）の給付の「休業要請事業者経営継続支援金」は課税対象となり、事業者の受取金額に影響が出る。また今後予定されている家賃支援金も同様に課税対象となることが予想される。

これら給付金、支援金は事業収入の減少を理由に、事業継続を支援するための経済対策でもあることから、費用収益対応の原則は一定理解できるものの、これら新型コロナウイルス感染拡大を起因とする「給付金」及び「支援金」にあっては、緊急時における特別的な救済策であることを念頭に置き、課税対象としないことを検討すべきである。

よって、国におかれては、事業者が「給付金」「支援金」を満額受け取れるようにするため、「給付金」「支援金」に対して課税されない仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

災害時における避難所等の感染症対策の充実を求める意見書

近年、局地的豪雨や巨大台風の発生により、毎年のように大規模な災害が発生し、少なからぬ数の住民が避難所生活を余儀なくされている。また今後 30 年以内における M8～M9 クラスの南海トラフ地震の発生確率は、70%～80% とされている。また、南海トラフ地震が発生した場合、多くの避難者が発生することが想定されている。

そうした中、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の局面では、大規模災害時の避難所対策の強化は喫緊の課題であり、早急に体制整備を図ることが求められている。

兵庫県では 6 月 1 日に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を策定、避難所運営に当たる自治体向けのチェックリストを公表し、衛生用品の調達から避難所閉鎖時の対応までをまとめ、またクラスターの発生を防ぐ避難所運営体制を構築すべきとしている。具体的には、用意する衛生用品の種類をはじめ、密閉・密集・密接の「3密」や感染者との接触を防ぐ避難所の区域分けの仕方、症状のある避難者との接し方、業務に当たった職員の相談体制の構築を確認事項として列挙している。さらに、住民に対し感染を恐れて避難をためらわないよう「避難最優先」を呼びかけることや、濃厚接触者を追跡可能にするため避難者名簿に避難者の連絡先を記録すること、感染が確認されて自宅で療養中の住民の避難先として、ホテルや旅館などを確保しておくことも挙げている。

一方、国は 4 月、新型コロナ禍で災害が起きた場合、通常より多くの避難所を開くよう都道府県等に通知し、また感染者は「一般の避難所に滞在することは適当ではない」とした。

このような中、避難所等における感染症関係物資・設備の感染症対策は都道府県によってばらつきがあり、十分とはいえず、国による避難所等の感染症対策に対する予算措置、更なる体制整備と拡充が求められる。

よって、国におかれては、新型コロナウイルスによる集団感染予防を想定した災害時における避難所等の感染症対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

事業継続に向けた支援の充実についての意見書

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が4月7日に発出され、その後5月21日まで延長された。しかし外出自粛や休業により、飲食・観光・イベント等をはじめ多くの事業者が甚大な影響を受けている。

こうした事態を受けて、国は緊急経済対策を発表し、個人事業主に最大100万円、中小法人に最大200万円の現金を給付する持続化給付金事業を展開されている。

国の第2次補正予算案において、「雑所得収入」など税の申告方法の違いで対象から外れていた個人事業主や、2020年3月31日までに創業した中小企業なども対象に加えるなどの拡充があったものの、売り上げが前年度比50%以上減という要件、個人で不動産を課す家主による「不動産収入」は対象外になること等により、対象が限られている。また、給付金が課税対象となっていることなども問題である。

さらには、第2次補正予算案において、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするための地代・家賃を給付する家賃支援給付金制度が創設されるが、給付対象が2020年5月～12月において、いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少するか、もしくは連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少するテナント事業者に限られており、コロナで影響が深刻化し始めた1月～4月で売上高が減少している事業者が対象にならない。国のこうした制度は、コロナ禍で影響を受けている中小事業者、個人事業主などにひろく適応されるべきである。さらに持続化給付金も家賃支援給付金制度も支給が遅すぎるとの指摘がひろがっている。

よって、国におかれては、コロナ禍における中小事業者、個人事業主などへの事業継続に向けた支援の充実のため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 持続化給付金の売上高50%以上減という要件の緩和、個人家主の不動産収入、2020年4月以降の創業者なども対象に加えるなど、対象を抜本的にひろげ、給付額と支給速度を引き上げること。また持続化給付金を課税対象としないこと。

- 2 家賃支援給付金について、給付対象の算定月を 2020 年 1 月～4 月も加えるとともに、売上高要件を見直し、給付額を大幅に引き上げ、申請後、速やかに支給できるようにすること。また、オーナーが一定の家賃軽減等を行った場合にも支援対象とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

地域の通常医療を担う診療所・歯科等への減収補てんを求める意見書

新型コロナの感染拡大を受けて医療現場では大規模な受診抑制が発生し経営危機に陥っている。コロナ患者を受け入れた病院はもとより一般病院、医科・歯科診療所の4月の外来入院等は大きく落ち込んでいる。

全国保険医団体連合会東京協会の調査では「34%の医療機関が昨年比で外来受診が5割以上減少し、閉院やスタッフ解雇を検討する医療機関が激増している」ことが明らかになった。

同連合会大阪歯科協会の調査では「約97%の歯科医院で外来患者が減少し、患者数が5割以上減少したと回答した歯科医院が2割を超えた」ことが明らかになった。

地域の医療機関はマスクや消毒液が不足する中、熱発患者を受け入れ、検査・画像診断などで新型肺炎を早期発見し、隔離・療養で重症化の予防に努めるとともに慢性疾患や在宅患者への対応など日常診療も維持してきた。

日本医師会と4病院協議会連盟は、6月以降の経営破綻を防ぐため診療報酬「概算前払い」の要望を厚労省に要請し、厚労省は5月27日「概算前払い」を認める特例措置を発表した。これによって、6月下旬に支払われる診療報酬はコロナ危機前の平均月額と同程度になる。しかし、7月下旬の支払い時に「概算前払い」された分については減額調整される仕組みになっており、コロナ禍による減収分は医療機関の持ち出しになる。

全国保険医団体連合会ははじめ医療5団体は前年実績に基づいた減収補てんを求めている。よって国におかれては、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

新型コロナ感染症の第2波、第3波に対応するためにも地域医療機関の体力保持が必要である。地域の通常医療を担う診療所・病院、歯科・眼科・耳鼻科などの専門診療科が地域で医療を継続できるよう前年実績に基づいた減収補てんを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。